

旬刊 資産税広報

《主なもくじ》

●資産をめぐる税務

[問答式]

- シリーズ相続と贈与に関する税務 《信託契約等と相続税の課税》
 - ▼信託契約等によって委託者がその財産を受託者に信託しその受益者となったとき …… 2
- 資産の評価に関する税務 《区分所有権の評価》
 - ▼高層建物の区分所有権の分譲価格が階層によりその価格が異なる場合の評価方法 …… 4
- ◎読者からの緊急相談◎
 - ▼負担付贈与及び個人間の対価を伴う取引によって取得した上場株式の評価の仕方 …… 5
- ワンポイントセミナー●
 - ▼預貯金の仮払い制度 …… 7

□判・審判事例特報

被相続人が配偶者のために負担した介護付有料老人ホームの入居金は、相続税法第21条の3第1項第2号に規定する「扶養義務者相互間において生活費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」に該当するから、当該入居金は相続開始前3年以内の贈与として相続税の課税価格に加算する必要はないとした …… 9

- ニュース …… 16
 - 厚労省／水増し問題／障害者採用達成期限、延長へ

資産をめぐる税務

問答式

■ シリーズ相続と贈与に関する税務

《信託契約等と相続税の課税》

信託契約等によって委託者がその財産を受託者に信託しその受益者となったとき

◇ 質 問 ◇

次世代へと財産等を承継する信託の仕組みとして、遺言代用信託や受益者連続型信託といわれるようなものがあるようですが、それらはどのようなものなのでしょうか。

(東京都・KY氏)

◇ 回 答 ◇

相続税法上、信託契約等によって、委託者がその財産を受託者に信託し、適正な対価を

負担せずにその受益者となったときは、受益者は、委託者から贈与（委託者の死亡を基因とする時は遺贈）により、その信託に関する権利を取得したものとして贈与税又は相続税が課されます（同法9条の2）。

現世代から次世代へと財産を承継する信託の仕組みは、①遺言代用信託、②受益者連続型信託及び③その他これらの信託に類するものとして政令（相続税法施行令1条の8）で定めるものがあります。

① 遺言代用信託

委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託、又は委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける定めのある信託（信託法第90条第1項第1号、第2号）は、遺言代用信託とされています。

相続事業承継における信託では、当初の受益者は委託者です。委託者と受益者が同じ信託は自益信託です。自益信託は信託設定時に課税はありません。

遺言代用信託の委託者が死亡する前の受益者又は帰属権利者は、信託設定時に受益者としての権利を現に有する者には含まれません。

したがって、信託設定時には当然課税されません。一方、委託者が死亡したときには、信託契約に受益者として定められている人は受益者又は帰属権利者となります。そのため、委託者が死亡した時に相続税が課税されます。

② 受益者連続型信託

相続税法第9条の3では、受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む）のある信託（信託法第91条）、受益者を指定し、又はこれを変更する権利（受益者指定権）を有する者の定めのある信託（信託法第89条第1項）、その他これらの信託に類するものとして政令で定めるものを受益者連続型信託として、当該信託に関する特例を定めています。

受益者連続型信託の受益者は、前の受益者が死亡したことにより新たな受益者となり、自身の死亡するまで又は一定の事由を満たすまでの間受益権を有します。そして、信託契約の定めに従い新たな受益者が連続して受益権を取得していきます。

受益者連続型信託の受益者は、受益権を適正な対価を負担せずに取得した場合において、その受益者連続型信託の権利に関して期間の制限や権利の価値に作用する要因としての制約が付されていないものとみなされ課税されます。制限や制約が付されていないものとみなされるということは、すなわち信託財産額そのものをすべて受益者が有するとみなされ課税されることとなります。

これは、後述する収益受益権の評価額について重要なポイントとなります。受益者連続型信託の受益者が収益受益者である場合、その受益者は期間の制限やその他の制約が付さ

れていないものとみなされ、信託財産をすべて有しているものと同じとみなされて課税されることとなります。

③ その他これらの信託に類するものとして政令（相続税法施行令1条の8）で定めるもの

上記①では、他の者が新たに受益権を取得する理由が、受益者の死亡に限定されているところ、③により、死亡以外の理由（例えば、一定の期間の経過等）によって現受益者の有する信託に関する権利が消滅し、他の者が新たな信託に関する権利（当該信託の信託財産を含む）を取得する旨の定めのある信託や、当該受益者等の有する信託に関する権利が他の者に移転する旨の定めのある信託も、受益者連続型信託に含まれることとなります。

一方、受益者連続型信託の元本受益者が有する元本受益権評価額は、収益受益権評価額が信託財産額のすべてとなるため、零となります（相続税法基本通達9の3-1（3））。ただし、法人が収益受益権を有する場合、この特例は適用されません。

受益者連続型信託における将来の受益者（当初受益者以降の受益者としてされている受益者）は、前の受益者の死亡によりその者の受益権が消滅し、その後、自身の受益権が新たに発生しその受益権の受益者となることの指定をされている受益者です。信託設定時に受益者として指定されたことによる課税はありません。

受益者連続型信託に関する税の取り扱いについては、明瞭となっていない点もあり、個々の事案については税務署にお尋ねすることが望ましいと思われれます。

◆
高層建物の区分所有権の分
譲価格が階層によりその価
格が異なる場合の評価方法

◆ 質 問 ◆

高層マンション等の区分所有権の分譲価格が、階層によりその価格も異なるようになっている場合（同じ階層でも部屋の位置により価格が異なるものもあります）には、その建物の区分所有権の評価額の計算はどのように行えばよいのでしょうか。階層に基づく格差を設けるべきでしょうか。

（東京都・Y S氏）

◆ 回 答 ◆

区分所有の建物の固定資産税評価額は、原則として1棟の建物の評価額を区分所有者各人の専有部分の床面積の割合に応じて按分して計算し、専有部分の属する階層等については考慮の対象とはされていません。

したがって、この固定資産税評価額の計算の基礎とする建物の相続税評価額の算定につ

いても、原則として階層等による評価格差は生じないこととなります。

このような取扱いをすることについて、特にその高層建物が住宅用である場合には、各階層等に係る分譲価格格差（換価価値上の格差）が生じていたとしても、評価上の弊害があるほどの大きいものでないのが一般的であり、この限りにおいては均分の固定資産税評価額を基に計算した金額により評価することが妥当であると考えられます。すなわち、階層差が生じているということに固執するあまり、その階層差の判定に恣意性が入った場合には、かえって適正な評価額が算定されないこととなってしまふ恐れがあるからです。

しかし、高層による眺望権等が、建物の分譲価格を著しく高額としていると認められるような場合のように、単純な面積比によって評価することが著しく実情に即さないと認められるようなときに、階層別の利用効率等を計算する合理的な基準があり、これに準拠して評価額を計算しているような場合には、その計算による評価額によっても差し支えないと考えます。

なお、この計算方法を採用する場合には、この階層別の利用効率を乗じて区分計算した評価額の合計額は、1棟の建物の評価額に等しくなるように合理的に計算されていることがその計算の前提条件となります。

◎読者からの緊急相談◎

負担付贈与及び個人間の対価を伴う取引によって取得した上場株式の評価の仕方

② 買い取った時の最終価格	6,000円
③ 最終価格の月平均	
買い取った月	6,200円
買い取った月の前月	6,100円
買い取った月の前々月	5,900円
	(東京都・HY氏)

◇質 問◇

次のような場合の上場株式の価額は、どのように評価するのでしょうか。

イ 私は平成30年9月、A社の株式（上場株式）を1株3,000円（市場価格）で1万株購入しましたが、1か月後、これを息子に負担付（負担額1,000万円）で贈与しました。この場合、贈与税を申告する際の課税価格はどのように計算するのでしょうか。

なお、A社株式の贈与の日の終値は3,200円で、また、贈与の日の属する月以前3か月間の各月の平均額の最安値は1株1,000円です。

ロ 私は父から、父が所有するS社の株式（上場株式）1万株を平成30年12月に次のような価額で買い取りました。この場合、贈与税が課税されるのでしょうか。

- ① 買い取った価額
2,000円×1万株=2,000万円

◆回 答◆

上場株式とは、金融商品取引所に上場されている株式をいいます。

上場株式は、その株式が上場されている金融商品取引所が公表する課税時期（相続の場合は被相続人の死亡の日、贈与の場合は贈与により財産を取得した日）の最終価格によって評価します。

かつては、上場株式を最終価格そのものによって評価していましたが、評価の安全性の配慮から課税時期の最終価格が課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち最も低い価額を超える場合には、その最も低い価額によって評価することとしています。つまり、上場株式の評価方法は、その株式が上場されている証券取引所（2以上の証券取引所に上場されている株式については、原則として、その株式の発行会社の本店の所在地の最寄りの証券取引所とします。ただし、納税義務者が納税地の最寄りの証券取引所を選んだときは、その証券

取引所によることも差し支えありません)が公表する次の①から④までの価額のうち最も低い価額によって評価することになります。

- ① 課税時期の最終価格
- ② 課税時期の属する月の毎日の最終価格の平均額
- ③ 課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の平均額
- ④ 課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の平均額

(注) 「最終価格」とは、証券取引所におけるその日の立ち会いのうち最終に成立した値段、いわゆる「終値」のことをいいます。

「課税時期」とは、相続又は贈与等によって財産を取得した日をいいます。

次に、負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引(以下、負担付贈与等といえます)により取得した上場株式の評価額は、その取得時における取引価格(その株式が上場されている証券取引所の公表する最終価格)に相当する金額によって評価することとされています。これは、負担付贈与等による財産の取得は一般の売買取引に準じた対価を伴う経済取引であり、相続や贈与による財産の取得が偶発的な無償取得であることにより行われる評価の安全性の配慮は、不要であると考えられるからです。

例えば、12月5日の相続開始により株式を取得した場合に、その株式の

- ① 課税時期12月5日の最終価格が2,400円
- ② 12月(課税時期の属する月)中の毎日の最終価格の月平均額が2,200円
- ③ 11月(課税時期の属する月の前月)中の毎日の最終価格の月平均額が2,240円
- ④ 10月(課税時期の属する月の前々月)中の毎日の最終価格の月平均額が2,100円

としますと、課税時期の最終価格が2,400円、課税時期以前3か月の各月の月平均額のうち最も低い価格は2,100円になります。

したがって、この場合の評価額は2,100円となります。そして、負担付贈与等により取得した場合には、評価額は2,400円となります。

さて、ご質問の場合の上場株式の価額は次のようになるものと考えます。

イ 負担付贈与により取得した上場株式の価額

負担付贈与により上場株式を取得した場合には、課税時期(贈与の日)における最終価格(ご質問の場合は3,200円)により評価します。したがって、息子さんが取得したA社株式の評価額は3,200万円(3,200円×1万株)となり、贈与税の課税価格は、次のように計算することになります。

$3,200\text{万円} - 1,000\text{万円} = 2,200\text{万円}$ となり、贈与税の課税価格は2,200万円となります。

ロ 個人間の対価を伴う取引により取得した上場株式の価額

個人間の対価を伴う取引により取得した上場株式の価額は、課税時期における最終価格により評価(ご質問の場合は6,000円)しますので、買い取った上場株式の評価額は6,000万円(3,000万円×1万株)となります。

したがって、この価額から買い取った価額2,000万円を差し引いた4,000万円が贈与税の課税価格になります。

参照条文等＝評基通168～172

●ワンポイントセミナー●

預貯金の仮払い制度

2018年7月に民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し、同年7月13日に公布されました。

これにより、亡くなった被相続人の配偶者が引き続き被相続人の家に住み続けられるための配偶者居住権保護制度（短期・長期）が新たに創設されたり、自筆証書遺言について全文を自書しなければならないとの要件が一部緩和されたほか、遺留分の効果や相続の対第三者対抗力など、相続に関する様々なルールが変更になりました。

改正された制度が実際に施行されるのは上記公布日から1年以内の政令で定める日（未定）です。ただし、自筆証書遺言の要件緩和は2019年1月13日、自筆証書遺言の公的機関における保管制度や配偶者居住権保護制度は公布の日から2年以内の政令で定める日に施行となります。

一般に、被相続人が亡くなったあと、葬儀費用や生前の被相続人の債務（入院費用など）、さらに残された家族の生活費の支払い等で、遺産分割が完了する前であっても、被相続人の残した預貯金の払い戻しを受ける必要がある場面があります。

しかし、金融機関は被相続人が亡くなったことを覚知した後は、原則として単独の相続人からの払戻しには応じていませんでした。さらに、2016年の判例変更によって、共同相続された預貯金は相続開始と同時に当然分割されるのではなく、相続人全員によって準共有されることとなり、理論上も、相続人一人一人

が単独で被相続人名義の預貯金の払戻しを受けることはできず、相続人全員による遺産分割が完了してからでないと払い戻しを受けられないことになりました。

この問題について、上記判例変更を行った最高裁判決には、「仮分割の仮処分を活用することが考えられる」という補足意見も付されていました。しかし、仮分割仮処分には「急迫の危険を防止するため必要がある」との要件があり、実際に活用するにはハードルが高いものでした。

そこで、上記の必要に対応できるように、本改正によって、(1)預貯金の一定割合までは単独で支払いを受けられる制度が設けられ、(2)それを超える分についても、必要がある場合には家庭裁判所の判断で仮払いを認めることができるよう、仮分割仮処分の要件を緩和する規定が設けられました。

(1)について、具体的には、現行民法第909条の次に、以下の条文が追加されます。これにより、当該預貯金額のうち、当該相続人の法定相続分の3分の1に相当する額（ただし政令による上限額あり）までは、各相続人が単独で権利行使できるようになります。

(ア) 相続開始時の預貯金の額× $\frac{1}{3}$ ×仮払いを求める相続人の法定相続分
(イ) 法務省令で定められる金額（100～150万円の見込）

例えば、被相続人が亡くなり、その妻（法定相続分 $\frac{2}{3}$ ）と子2人（法定相続分各

4分の1)がいる場合に、被相続人名義の預貯金300万円があったとすると、妻は $300万 \times (1/3) \times (1/2) = 50万円$ まで、子どもは各 $300万 \times (1/3) \times (1/4) = 25万円$ ずつまで、それぞれ単独で金融機関に行き払い戻しを受けることができるようになります。

909-2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

(2)について、具体的には、現行家事事件手続法第200条第2項の次に、第3項として、以下の条文が追加されます。これにより、同条第2項の仮分割仮処分の要件(事件の関係人の急迫の危険を防止する必要があること)が緩和され、①遺産分割調停又は審判の申立をしたこと、②預貯金を払い戻す必要性、③他の共同相続人の利益を害さないこと、という要件で仮分割仮処分が認められることになります。

要件が緩和されたとはいえ、家庭裁判所に遺産分割の申立てを行った上で別途仮処分申し立てを行い、必要性等について説明を尽くさなければならぬので、簡単・便利に使えるものになったと言えるかは未知数ですが、真に必要な場合には活用を検討する価値があります。

第3項 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権(民法第466条の5第1項に規定する預貯金債権をいう)を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

改正相続法の施行は、冒頭で述べたとおり、原則として2019年7月12日までの政令で定められる日です。改正された各制度が適用されるのは、原則として施行日以降に発生した相続であり、施行日以前に被相続人が亡くなられていた場合には対象となりません。

ただし、の仮払い制度に関しては、次の条文(改正法の附則第5条第1項)によって、施行日前に発生した相続についても適用されます。したがって、被相続人が亡くなられたのがいつであっても、改正相続法が施行された日以降であれば、単独で預貯金額の一部について金融機関で払い戻しを受けることができます。

第5条 新民法第909条の二の規定は、施行日前に開始した相続に関し、施行日以後に預貯金債権が行使されるときにも、適用する。

以上のとおり、相続された預貯金の払い戻しの問題はある程度解消される場面も出てくると思いますが、金融機関で実際にどのように取り扱われることになるか等、今後の実務運用に注視していく必要があります。

□判・審判事例特報

被相続人が配偶者のために負担した介護付有料老人ホームの入居金は、相続税法第21条の3第1項第2号に規定する「扶養義務者相互間において生活費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」に該当するから、当該入居金は相続開始前3年以内の贈与として相続税の課税価格に加算する必要はないとした

----- 全部取消し -----

〔国税不服審判所＝平成22年11月19日
・裁決〕

□問 題

《事 実》

入居金の一部が被相続人の配偶者に対する金銭債権であるとして更正処分

(1) 事案の概要

審査請求人G（以下、請求人Gという）及び同J（以下、請求人Jといい、請求人Gと併せて請求人らという）が、被相続人の配偶者が介護付有料老人ホームへ入居する際に被相続人が支払った入居金は、被相続人からの配偶者に対する相続開始前3年以内の贈与であるとして相続税の課税価格に加算して申告した後、当該入居金の支払は、被相続人の配偶者に対する生活保持義務の履行であるから、贈与に当たらないとして更正の請求をしたと

(4) 基礎事実

以下の事実は、請求人らと原処分庁の間に争いがなく、当審判所の調査の結果によってもその事実が認められる。

イ 相続関係

(イ) 本件被相続人は、本件配偶者が介護付有料老人ホームに入居した約1か月後の平成20年1月26日に同老人ホームに入居したが、約4か月後の同年5月〇日、同老人ホームにて死亡した。

(ロ) 本件相続に係る共同相続人は、本件配偶者、長男である請求人G及び長女である請求人Jの3名である。

ロ 介護付有料老人ホーム入居関係

(イ) 本件配偶者は、請求人Gを代理人として、平成19年12月27日にM社（以下、本件運営法人という）との間で、入居者を本件配偶者、入居施設をN園（現Nホーム。以下、本件老人ホームという）とする入居契約（以下、本件入居契約という）を締結し、同月29日に本件老人ホームに入居した。

(ロ) 本件老人ホームは介護付有料老人ホームであり、本件入居契約に係る契約書によれば、施設の概要は以下のとおりである。

- A 敷地概要 敷地面積〇〇〇〇㎡
- B 建物概要 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床面積〇〇〇〇㎡
- C 居室概要 居室総数64室、定員64名
- D 居室内訳 一般居室（兼介護居室）64室、定員64名
- E 居室面積 15.00㎡
- F 共用施設 ロビー、食堂（多目的スペース・機能訓練室兼用）、多目的スペース、大浴場、介護用浴室、個人用浴室、集中管理室（健康管理室・看護師室兼用）、事務室、トイレ、洗濯室、エレベーター、駐車場

(ハ) 本件入居契約に基づいて本件配偶者が得る利用権等の内容は、以下のとおりである。

A 本件配偶者は、本件入居契約の規定に従い入居金（入会金、施設協力金、一時入居金）を支払うことにより、本件入居契約に定める契約終了事由（本件配偶者の死亡、中途解約又は解除等）がない限り、居住を目的として、目的施設（本件配偶者の居室及び共用施設）を利用することができる。

B 本件配偶者は、目的施設の全体及び一部についての所有権を有しない。

C 本件運営法人は、本件配偶者に対して、以下の各種サービスを提供する。

- (A) 介護サービス
- (B) 健康管理
- (C) 食事の提供
- (D) 生活相談、助言
- (E) 生活サービス
- (F) レクリエーション
- (G) その他の支援サービス

(ニ) 本件入居契約に基づいて支払うべき金員及びその概要は、以下のとおりである。

A 本件配偶者は、入居金9,450,000円（入会金1,050,000円、施設協力金1,050,000円及び一時入居金7,350,000円の総額であり、以下、本件入居金といい、一時入居金を本件一時入居金という）を入居日までに、また各種サービスの提供に係る費用として月額利用料238,500円を毎月、管理規程の定める日までに、本件運営法人に対して支払う。

B 本件入居金のうち、入会金1,050,000円及び施設協力金1,050,000円は、本件運営法人が初期投資した建物等の設備費に充てるものであり、在ホーム日数にかかわらず返還されない。

C 本件一時入居金は、その20%が契約締結日にさかのぼって即時償却され、残額が入居年齢に応じた償却期間（60か月）で毎月均等に定額償却される（以下、この部分を定額償却部分という）。

定額償却期間内に本件入居契約が終了した場合には、次の算式により算出された返還金（小数点以下切捨て）が、返還金受取人に返還される。

$$\text{（一時入居金} - \text{一時入居金} \times 20\% \text{）} \times \text{（60か月} - \text{入居月数）} \div 60 \text{か月}$$

ハ 本件入居金と月額利用料の前払分524,673円の合計9,974,673円は、平成19年12月27日にP銀行Q支店の被相続人名義の普通預金口座から、本件運営法人に振り込まれた。

(5) 争点

本件被相続人が本件返還金相当額の金銭債権を有していたか否か及び本件被相続人による本件入居金の負担は、本件配偶者にとって非課税か否かである。

本件被相続人が本件配偶者の本件入居契約に係る本件入居金を負担したのは、本件配偶者に対する生活保持義務を履行したものであり、贈与ではなく、本件配偶者は、生活保持義務の履行の効果として、生涯に渡り、本件老人ホームの入居を継続し、かつ、介護等のサービスを受けることができることになったにすぎない。

ロ 本件被相続人の本件配偶者に対する生活保持義務の履行は、民法第752条に基づく法律上の義務の履行であり、本件被相続人は、本件入居契約に関する何らの権利義務も帰属していないから本件返還金相当額が金銭債権という相続財産になる余地はない。

ハ そして、本件被相続人による上記負担行為は、所得税法第9条第1項第14号に規定する「扶養義務を履行するため」の給付に該当するから、本件配偶者が、本件被相続人の負担行為により享受することとなった本件老人ホームの入居及び介護等のサービスを受けることができる利益は、非課税所得になる。

請求人らの主張

本件入居金を負担したのは、配偶者に対する生活保持義務を履行したものである。

イ 本件配偶者は高齢かつ要介護者であり、他人の介護がなければ通常の日常生活を営むことのできない者である。そのため、本件被相続人は、扶養義務者として当然に本件配偶者を介護する法律上の義務を負っていた。

原処分庁の主張

定額償却部分については生活保持義務の履行のための前払金的性格を有する。

イ 本件入居金は、本件被相続人が、本件配偶者に対する自らの生活保持義務の履行として本件運営法人に支払ったものである。

そして、本件一時入居金のうち、定額償却部分は、あらかじめ一括して支払うこととされている本件老人ホームの居室の家賃及び共用施設の利用料（以下、家賃等という）相当額であり、入居後1か月を経過す

るごとに本件配偶者の家賃等に充当されていくものである。

したがって、定額償却部分に係る本件被相続人の生活保持義務については、本件配偶者の家賃等に充当されていく都度、本件被相続人の本件配偶者に対する生活保持義務の履行が完了していくと解するのが相当である。

そうすると、本件入居金の支払時には、本件一時入居金について、本件配偶者は本件被相続人から生活保持義務の履行に係る役務提供をいまだ受けていないことから、定額償却部分については、生活保持義務の履行のための前払金的性格を有すると認められる。

ロ そして、本件被相続人の死亡後は、同人は、本件配偶者に対する生活保持義務を負わないから、定額償却部分のうちいまだ本件配偶者の家賃等に充当されていない部分について本件配偶者は返還義務があるから、本件被相続人は、本件相続開始日において、本件配偶者に対する本件返還金相当額の金銭債権を有していることとなる。

ハ 本件被相続人及び本件配偶者はともに、本件入居契約時において、本件被相続人死亡後も本件配偶者が本件老人ホームの入居を継続していくことを認識していたものと認められるから、上記ロの金銭債権については、本件入居契約の日において、本件被相続人と本件配偶者との間で、本件被相続人の死亡を原因とする贈与があったとみるべきである。

ニ したがって、本件返還金相当額について、非課税の問題は生じないから、請求人の主張には理由がない。

■ 結 論

《 裁 決 》

定額償却部分を純粋な家賃等の前払分と判断することは相当とはいえない

(1) 認定事実

原処分関係資料及び審判所の調査によれば、以下の事実が認められる。

イ 本件配偶者の状況等

(イ) 本件配偶者は、本件老人ホームへの入居前は、自宅で本件被相続人と2人暮らしであった。

(ロ) 本件配偶者は、本件相続開始日の2、3年前から介護が必要な状態となり、本件被相続人が介護していたが、その後、本件被相続人による介護が困難になった。

(ハ) 本件配偶者は、平成19年12月26日、要介護4と判定された。

(ニ) 本件配偶者は、本件老人ホームへの入居時において年齢は8X歳であった。

ロ 本件配偶者の資産及び収入

(イ) 本件老人ホームへの入居直前において、本件配偶者が有していた資産は、自宅と普通預金約80万円であった。

(ロ) 本件配偶者には年金以外の収入はない。

(2) 本件入居金について

イ 本件被相続人による本件配偶者の本件入居金の負担について

(イ) 本件被相続人が、本件入居金を本件運営法人に支払ったことにより、本件配偶者は本件老人ホームに入居し、かつ、本件老人ホームにおいて介護等のサービスを受けることができることになったものである。

そして、本件配偶者には、本件入居金を一時に支払うに足る資産がないこと等にかんがみれば、本件配偶者に係る本件入居金は、本件被相続人がこれを支払い、本件配偶者に返済を求めるとはしないというのが、本件入居契約時における、本件被相続人及び本件配偶者の合理的意思であると認められるから、本件入居金支払時に、本件被相続人及び本件配偶者間で、本件入居金相当額の金銭の贈与があったと認めるのが相当である。

(ロ) この点、原処分庁は、本件一時入居金のうち定額償却部分は、本件配偶者の家賃等に充当されるものであり、本件入居金の支払時には、本件配偶者は本件被相続人から生活保持義務の履行に係る役務提供をいまだ受けていないことから、定額償却部分については、生活保持義務の履行のための前払金的性格を有し、本件配偶者は、その履行に係る役務提供を受けていない部分について返還義務がある旨主張する。

しかしながら、本件一時入居金を含む本件入居金は、一定の役務の提供を終身にわたって受け得る地位に対応する対価の支払であり、本件配偶者は、定額償却部分の償却期間が経過しても居住を続けられることからすれば、定額償却部分を純粋な家賃等の前払分と判断することは相当とはいえない。

(ハ) 以上から、本件被相続人が本件配偶者に対して本件返還金相当額の金銭債権を有しているとする原処分庁の主張には理由がない。

ロ 本件入居金の負担は本件配偶者にとって非課税か否か

(イ) 相続税法第1条の2第1号は、相続税法における扶養義務者の範囲は、配偶者及

び民法第877条に規定する親族である旨、同法第21条の3第1項第2号は、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものの価額は贈与税の課税価格に算入しない旨規定している。

そして、扶養義務者相互間における生活費、教育費は、日常生活に必要な費用であり、それらの費用に充てるための財産を贈与により取得してもそれにより担税力が生じないことはもちろん、これを課税の対象とすることは適当でないという相続税法第21条の3第1項第2号の趣旨にかんがみれば、同号の「通常必要と認められるもの」とは、被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいうものと解するのが相当である。

(ロ) そこで検討すると、①本件配偶者は、高齢かつ要介護状態にあり、本件被相続人による自宅での介護が困難になったため、介護施設に入居する必要に迫られ本件老人ホームに入居したこと、②本件入居契約からも明らかなどおり、本件老人ホームに入居するためには、本件入居金を一時に支払う必要があったこと、③本件配偶者は本件入居金を支払うに足るだけの金銭を有していなかったため、本件入居金を支払うに足る金銭を有する本件被相続人が、本件入居金を本件配偶者に代わって支払ったこと、④本件被相続人にとって、同人が本件入居金を負担して本件老人ホームに本件配偶者を入居させたことは、自宅における介護を伴う生活費の負担に代えるものとして相当であると認められること、また、⑤本件老人ホームは、上記「基礎事実」のロの(ロ)のとおり、介護の目的を超えた華やかな施設

とはいえ、むしろ、本件配偶者の介護生活を行うための必要最小限度のものであったと認められることからすれば、本件被相続人による本件入居金の負担、すなわち本件被相続人からの贈与と認められる本件入居金に相当する金銭は、本件においては、介護を必要とする本件配偶者の生活費に充てるために通常必要と認められるものであると解するのが相当である。

(ハ) 請求人らは、本件被相続人が本件入居金を負担したのは、本件配偶者に対する生活保持義務を履行したものであるから、所得税法第9条第1項第14号に該当し、非課税所得になる旨主張する。

この点、扶養義務の履行のために供された金品については贈与とはいええないから、「扶養義務を履行するため給付される金品」の範囲内にあるものは所得税法第9条第1項第14号により非課税所得となるが、その範囲内と認められないものは贈与税の課税対象となり、そのうち「通常必要と認められるもの」については、相続税法第21条の3第1項第2号により贈与税の非課税財産になると解するのが相当である。

そして、「扶養義務を履行するために給付される金品」に該当するか否かは、民法の定める扶養料（衣食住に必要な経費のほか、医療費、教育費、最小限度の文化費、娯楽費、交際費など）と同様に考えられるところ、「住」の範囲には住宅の賃借料が含まれるとしても、入居時に一括して支払われる本件入居金を、通常の住宅の賃借料等の支払と同視して、「扶養義務を履行するために給付される金品」に該当すると認めることはできない。

したがって、請求人らの主張には理由がない。

(3) 本件各更正処分について

上記(2)のロのとおり、本件入居金に相当する金銭は、相続税法第21条の3第1項第2号に規定する贈与税の非課税財産に当たると認められるところ、同法第19条第1項の規定によれば、贈与税の非課税財産については、相続開始日前3年以内の贈与であっても相続税の課税価格に加算しないから、本件入居金に相当する金銭については、本件相続に係る相続税の課税価格には加算されない。

そして、上記(2)のイの(ロ)のとおり、本件被相続人が金銭債権を有していたとは認められないから、当該金銭債権を相続財産として行った本件各更正処分は違法であり、その全部を取り消すべきである。

(4) その他

原処分その他の部分については、審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不当とする理由は認められない。

《参照条文等》＝相続税法第19条第1項、
第21条の3第1項第2号



◇次号休刊のお知らせ◇

誠に勝手ながら、次回発行分の『資産税広報』は休刊とさせていただきますので、ご了承下さい。

【休刊】

3月20日号

